

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会

被災地支援事業運営資金積立金の設置及び取扱いに関する規程

平成25年11月1日

規程 第110号

(目 的)

第1条 この規程は、三芳町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、被災地支援事業運営資金積立金（以下「積立金」という。）を設置し、自然災害等の被災地を支援する場合に備えることを目的とする。

(積 立)

第2条 積立金として積み立てる額は、前項の目的のために寄附された支援金を財源とし、社協一般会計予算をもって定める。

(管 理)

第3条 積立金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益の処理)

第4条 積立金の運用から生じる収益は積立金に繰り入れるものとする。

(積立金の処分)

第5条 積立金は、下記に定める財源に充てるときは、理事会、評議員会の議決を得て一般会計収入支出予算に計上し、その積立金の全部または一部を処分することができる。

- (1) 被災地を支援する事業に充てるとき
- (2) 被災地への支援物資の運搬のための経費に充てるとき

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年11月 1日から施行する。